

## 2 支援に携わる際の留意事項

「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

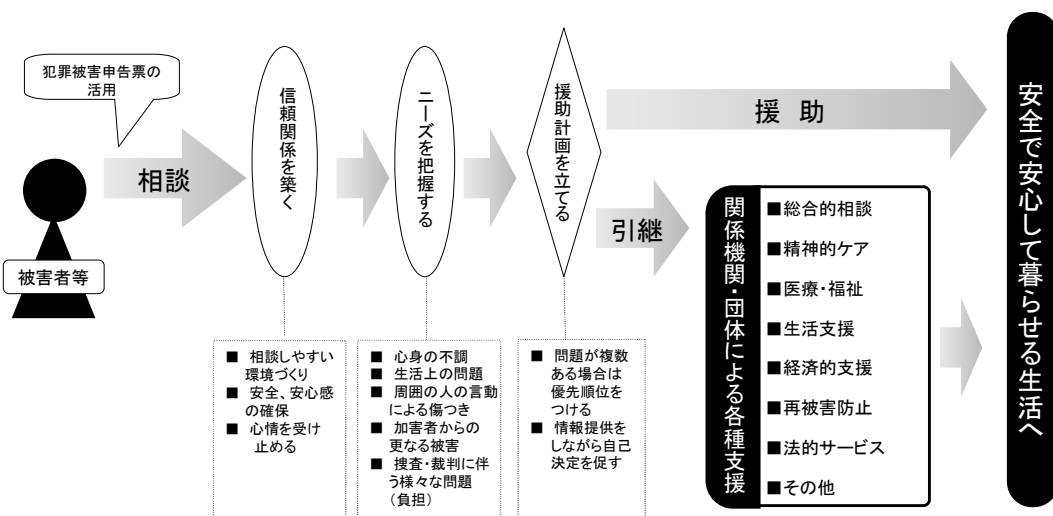
しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来持っている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

### (1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

#### ア 基本的な支援対応の流れ(チャート)

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



#### イ 具体的な対応のあり方

##### (ア) 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 被害者支援連絡票（P. 39）を有効に活用し、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう配慮する。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

##### (イ) 安全確保を優先する

- ・ 「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるかどうか）」、「今、話をしているでも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

**(ウ) 相談内容を受け止める**

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。(被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない。)
- ・自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。)
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。)
- ・話をせかささない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある。)

**(エ) 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する**

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

**(オ) 援助計画を立てる**

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

**(カ) 問題解決に向けて動く**

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけない、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
- ・関係機関・団体と連携する。

**(キ) 秘密保持に留意する**

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

**(ク) 被害からの回復を焦らない**

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

**(ケ) 適切な支援を行うための努力を怠らない**

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

**(コ) 総合的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通している犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る。**

- ・被害者等の置かれている状況や相談内容から、総合的または長期的視点に立った継続的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し豊富な

経験とノウハウを有する犯罪被害者支援団体などと速やかに十分な連携を図り、真に犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが必要である。

### 《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

### 【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

#### 《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

### 【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

### 《適切な応答例》

- ・ご心中、お察しします。
- ・本当にお気の毒です。
- ・このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・悲しんでいいのですよ。
- ・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・（このような体験をしたら）今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・無理をする必要はありません。
- ・よく頑張ってこられましたね。
- ・ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

### 《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出るなど

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

### ＜対処方法の例＞

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

## (2) 被害類型別特徴と対応上の留意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

**注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等**

### ア【殺人等遺族への対応】

#### (特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

#### (対応上の留意点)

1 相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

2 死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要で

#### (1) ●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

警察 (P. 129)、市町 (P. 119)

**(2) ●司法解剖に関する経費の公費負担**

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するとともに、

遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。

公費搬送の区域は栃木県内となりますが、県外の大学で司法解剖した場合は、この限りではありません。

(連絡先) 警察 (P. 129)、海上保安部署 (P. 138)

**(3) ●各種健康保険・年金の異動届**

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

国民健康保険・国民年金・・・各市町国民健康保険・国民年金担当課 (P. 119)

健康保険・・・・・・・・・・全国健康保険協会 (栃木支部) (P. 205)

厚生年金・・・・・・・・・・日本年金機構 (P. 204)

※その他、不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

**(4) ●所得税・相続税の申告**

<所得税>

犯罪被害者が亡くなったことを知った日から4ヶ月以内に所得税について申告する必要があります。

<相続税>

犯罪被害者が亡くなったことを知った日から10ヶ月以内に相続税について申告する必要があります。

(連絡先) 税務署 (P. 205)

(相談先) 栃木県弁護士会 (P. 154)、栃木県司法書士会 (P. 155)

**3 経済的支援として、以下のような制度があります。**

**(1) ★犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)**

通り魔殺人等故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

(連絡先)

警察 (P. 129)

## (2) ★遺族基礎年金

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子や子がいる配偶者に支給されます。

(連絡先)

市町 (P. 119)

## (3) ★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金の受給資格のある人、1級又は2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 厚生年金：日本年金機構 (P. 204)、共済年金：共済組合

不明な場合：勤務先

## 4 子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

### (1) ★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先) (公財) 犯罪被害救援基金 (P. 143)、警察 (P. 129)

## 5 マスコミ対応としては、以下のようなものがあります。

### (1) ●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察 (P. 129)、栃木県弁護士会 (P. 154)、法テラス (P. 140)

### (2) ★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (BPO)」(連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220) に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 栃木県弁護士会 (P. 154)、法テラス (P. 140)

## イ【暴力犯罪等により傷害(障害)を負った方への対応】

### (特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### (対応上の注意点)

#### 1 捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

##### (1) ★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用の公費支出を行っています。

(連絡先) 警察 (P. 129)

#### 2 医療費の援助として、以下のような制度があります。

##### (1) ●高額療養費の支給

同じ月内に同一保険医療機関に支払った自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた金額が申請により給付される制度です。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会栃木支部 (P. 205)、健康保険組合 (組合健保) 市町 (国民健康保険、後期高齢者医療制度) (P. 119)

各種共済保険 (共済組合)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

##### (2) ★高額療養費の貸付 (立替) 制度

加入者が、病院の窓口での支払いが困る場合、その支払いの一部を貸付けする制度です。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会栃木支部 (P. 205)、健康保険組合 (組合健保) 市町 (国民健康保険) (P. 119)、各種共済保険 (共済組合)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

##### (3) ★医療費控除

年間に支払った医療費から保険等で補てんされる金額を差し引いた金額が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先) 税務署 (P. 205)



#### (4) ★子ども医療費助成

お子さんが医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。小学6年生まで、中学3年生まで、高校3年生までと市町により差異があります。

(連絡先) 市町 (P. 119)

#### (5) ★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先) 精神通院医療・更生医療：市町 (P. 119)、育成医療：市町 (P. 119)  
通院している医療機関

#### (6) ★ひとり親家庭医療費助成

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や親（配偶者のいない養育者を含む。）に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。但し、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。

(連絡先) 市町 (P. 119)

### 3 障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

#### (1) ★犯罪被害給付制度（重傷病給付金、障害給付金）

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

(連絡先) 警察 (P. 129)

#### (2) ★特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

(連絡先) 市町 (P. 119)

#### (3) ★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。

手帳の取得により、更生医療の給付や補装具費の支給などの障害福祉サービスの利用、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信

料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町 (P. 119)

#### (4) ★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(連絡先) 税務署 (P. 205)

#### (5) ★障害基礎年金

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町 (P. 119)

#### (6) ★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 厚生年金・・・・日本年金機構 (P. 204)、

共済年金・・・・(各共済組合)

※その他、不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

### 4 子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

#### (1) ★特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対し、手当を支給します。

(連絡先) 市町 (P. 119)

#### (2) ★障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。

(連絡先) 市町 (P. 119)

### 5 加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察 (P. 129)、(公財) 栃木県暴力追放県民センター (P. 202)

## ウ【交通事故に遭った方への対応】

### (特徴)

交通事故は、自動車運転死傷行為処罰法で規定する「犯罪」に該当する機会が多いにもかかわらず、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害者にとっては、被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられないと感じたり、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対して怒りを抱えている遺族も見受けられます。

### (対応上の注意点)

#### 1 交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

##### (1) ●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

##### (2) ●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。

診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

#### 2 自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

3 損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談することが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) (公財) 交通事故紛争処理センター (P. 195)

交通事故相談所 (P. 193)

交通安全活動推進センター (P. 194)

(公財) 日弁連交通事故相談センター (P. 194)、

(一社) 日本損害保険協会 (P. 196)

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 197)

#### 4 経済的支援として、以下のような制度があります。

##### (1) ★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

##### (2) ★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先) (公財) 交通遺児育英会 (P. 201)

##### (3) ★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (公財) 交通遺児育成基金 (P. 200)

##### (4) ★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) (独行) 自動車事故対策機構 (N A S V A) (P. 199)

##### (5) ★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(連絡先) (財法) 自動車事故被害者援護財団 (P. 197)

## エ【性犯罪に遭った方への対応】

### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.3「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

### (対応上の注意点)

- 1 早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

#### (1) ●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。

警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 警察 (P. 129)

#### (2) ●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替えを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなど被害者等の負担軽減に努めています。

(連絡先) 警察 (P. 129)

2 すぐに警察に届け出ることにより消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

(1) ●緊急避妊

被害から 72 時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。緊急避妊等の経費については、警察に届け出た後受診すると、公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には、公費負担できないことがあります。

(連絡先) 日本家族計画協会クリニックHP参照：<http://www.jfpa-clinic.org/>  
とちぎ性暴力被害者サポートセンター (P. 184)

(2) ●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 産婦人科 (全ての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

(3) ●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

(連絡先) (公社) 被害者支援センターとちぎ (P. 142)  
事件を審理している裁判所 (P. 145)

(4) ●特定感染症検査

H I V検査、梅毒検査、クラミジア検査、淋菌検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 栃木県健康福祉センター・宇都宮市保健所 (P. 166)

**3 裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。**

**(1) ★証人出廷等の配慮**

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため裁判において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 検察庁又は事件を審理している裁判所 (P. 145)

(公社) 被害者支援センターとちぎ (P. 142)

**4 精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。**

(連絡先) 性犯罪被害相談電話 (警察 P. 129)

(公社) 被害者支援センターとちぎ (P. 142)

とちぎ性暴力被害者サポートセンター (P. 184)

## オ【配偶者等からの暴力を受けた人への対応】

### (特徴)

配偶者や交際相手からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力などが含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

### (対応上の注意点)

#### 1 相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。

「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

#### 2 緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて、早急に配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察や医療機関などの専門機関につながります。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です(なお、当該通報は守秘義務違反にあたらないとされています)。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 警察 (P. 129)、配偶者暴力相談支援センター (P. 182)、医療機関



### 3 緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合はもちろんのこと、その意思が明確でない場合であっても、被害者の安全確保を最優先させ、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 配偶者暴力相談支援センター (P. 182) 栃木県健康福祉センター (町部)  
各市福祉事務所 (市部) (P. 166)

### 4 再被害防止のためには、以下のような制度があります。

#### (1) ★保護命令

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や同居する交際相手からの身体に関する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者の安全を確認するため、被害者本人の申し立てにより裁判所は保護命令を発令します。裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も併せて申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立ては可能であるが、状況により裁判所は再度の退去命令を発しないことがある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先) 警察署 (P. 129)、配偶者暴力相談支援センター (P. 182)  
地方裁判所 (P. 145)

#### (2) ★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、加害者による住所探索を防ぐために、市町村長に対して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票

の写しの交付を制限する支援措置を申し出ることができます。申出を受けた市長村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。

(連絡先) 市町 (P. 119)

**5 配偶者等からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。**

**(1) ●就労や能力開発に関する相談**

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク (P. 176)、栃木職業能力開発促進センター (P. 178)  
労政事務所 (P. 179)、とちぎジョブモール (P. 180)

**(2) ★公共職業訓練**

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先) ハローワーク (P. 176)、栃木職業能力開発促進センター (P. 178)

**(3) ★訓練手当**

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク (P. 176)

**(4) ★母子家庭等就業・自立支援事業**

女性や母子家庭等の就業や生活に関する相談を受け付けています。

(連絡先) 市町 (P. 119)、母子家庭等就業・自立支援センター (P. 185)

**(5) ★母子・父子自立支援プログラム策定事業**

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先) 市町 (P. 119)、栃木県健康福祉センター (P. 165)、各市福祉事務所 (P. 165)

**(6) ★高等職業訓練促進給付金**

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の全期間（上限 24 か月）、訓練促進費が支給されます。

(連絡先) 市町 (P. 119)、栃木県健康福祉センター (P. 165)

**(7) ★母子家庭等自立支援教育訓練給付金**

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の

母又は、父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。  
(連絡先) 市町 (P. 119)、栃木県健康福祉センター(P. 165)

**(8) ★子育てのサポート**

児童の預かり等のサポートを利用できます。  
(連絡先) ファミリー・サポート・センター(P. 188)

**(9) ★一時預かり**

様々な事情によって一時的に家庭において保育できない場合、主として昼間において一時的に就学前の子どもを預かります。※利用料金は有料です。  
(連絡先) 市町 (P. 119)

## カ【ストーカー被害に遭った方への対応】

### (特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- |                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ              | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求                     | ④ 粗野又は乱暴な言動    |
| ⑤ 無言電話、又は連続した電話、ファクシミリ、電子メール送信 |                |
| ⑥ 汚物などの送付                      | ⑦ 名誉を傷つける      |
| ⑧ 性的羞恥心の侵害                     |                |

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

### (対応上の注意点)

1 支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- (1) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
  - (2) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
  - (3) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
  - (4) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
  - (5) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
  - (6) 目撃者がいれば協力を依頼する
- (連絡先) 警察 (P. 129)

2 ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

#### (1) ★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等を続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

「ストーカー行為をした者→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、禁止命令に従わずストーカー行為をした者→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。」

(連絡先) 警察 (P. 129)

**(2) ★住民票の写しの交付等の制限 (再掲 P. 28)**

配偶者からの暴力 (DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、加害者による住所探索を防ぐために、市町村長に対して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付を制限する支援措置を申し出ることができます。申出を受けた市長村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。

(連絡先) 市町 (P. 119)

**(3) ●無言電話や執拗な電話の対応**

ナンバーディスプレイ (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受け付けられないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

## キ【虐待された子どもへの対応】

### (特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対応がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### (対応上の注意点)

- 1 児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

#### (1) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。

無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

#### (2) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告して下さい。

(連絡先) 市町 (P. 119)、栃木県健康福祉センター (P. 166)、児童相談所 (P. 186)

#### コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

### 2 生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所等に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察 (P. 129)、消防

### 3 通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

#### (1) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

#### (2) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

#### (3) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については、再び親子がともに生活できるよう支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会<sup>1</sup>等を通じた緊密な連に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

#### 4 通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

#### 5 再被害防止のためには、以下のような制度があります。

##### (1) ★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P. 28）

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、加害者による住所探索を防ぐために、市町村長に対して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付を制限する支援措置を申し出ることができます。申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。

（連絡先）市町（P. 119）

##### コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

<sup>1</sup>児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。



## ク【虐待された高齢者への対応】

### (特徴)

高齢者虐待とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)」(平成 18 年4月施行)に基づき、養護者(在宅高齢者の介護を行う家族等)及び要介護施設従事者等(施設や居宅サービス等の職員)による高齢者(65 歳以上の者)に対して行われる、①身体的虐待、②介護、世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為をいいます。法律の目的として、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者に対する支援措置(負担軽減等)が定められています。

高齢者虐待は、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識がない場合が多く、また親が子を思うが故に虐待の事実を隠そうとすることもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい傾向があります。

### (対応上の注意点)

- 1 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者及び虐待を受けた高齢者は、速やかに市町村の高齢者福祉窓口、地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

#### (1) 養護者による虐待の通報等について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません(第7条)。虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます(第9条)。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています(第5条)。特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

#### (2) 養介護施設従事者等による虐待の通報等について

養介護施設従事者等は、その業務に従事している施設等において職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村への通報義務があります。その他、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます(第21条)。

また、養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません（第 21 条第 7 項）。

### (3) 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課せられています。（第 8, 17, 23 条）

（連絡先）市町（P. 119）、地域包括支援センター（P. 232）

2 養護者による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町において以下のような対応がされます。

#### (1) 事実確認・立入調査・警察への援助要請

市町村は、高齢者虐待の通報・届出がなされた場合は、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第 9 条）。虐待の種類や程度、事実や経過、安全確認と身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集の他、訪問面接を行い、客観的に確認します。

また、高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められる場合には、行政権限として立入調査を実施することができます（第 11 条）。

その際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助要請を求めることとされています。（第 12 条）

#### (2) 援助方針の決定、援助の実施

事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

虐待により生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

分離・保護の手段として、①契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）、②老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置（第 10 条）があります。

#### (3) 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する手法として、適切に市町村長による成年後見制度の開始の審判請求を行うことが規定されています（第 9 条）。

#### (4) 養護者支援

養護者は、介護疲れやストレスを抱えている、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等のさまざまな要因の結果、虐待に至ります。

虐待者に男性（息子や夫）が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がないことによる孤立等が重なり合います。

そのため、認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談・指導及び助言等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります。

**3 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において以下のような対応がされます。**

**(1) 事実確認**

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町村が行います。

対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同じです。また、県とも連携して事実確認します。

**(2) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使**

養介護施設従事者等による虐待が認められた場合には、市町村又は県は、高齢者の保護を図ります（第24条）。

事実確認の結果、高齢者の生命・身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合などは、市町又は県は、改善勧告や改善命令、指定取消等、老人福祉法や介護保険法に基づく権限を適切に行使し、当該養介護施設・事業所の業務改善を促します（第24条）。